

令和8年度

**横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気
導入促進事業補助金**

申請の手引き

令和8年4月

横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局

脱炭素ライフスタイル推進課

目 次

1 はじめに	1
2 横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金について	1
(1) 補助対象事業の概要	1
(2) 申請者	1
(3) 募集期間及び補助予算額（募集上限額）	1
(4) 補助対象設備	1
(5) 補助対象経費	2
(6) 補助上限額	2
(7) 申請方法	3
① 電子申請システムによる再エネ電気高圧一括受電サービスの登録	4
② サービスの審査及びホームページ公表	4
③ 集合住宅居住予定者、管理組合または所有者への説明・合意	4
④ 電子申請システムによる事前申込	5
⑤ 事前申込内容の確認	5
⑥ 事前申込番号の回答	5
⑦ 受変電設備等の設置工事	5
⑧ 交付申請兼実績報告の送付	5
⑨ 審査	6
⑩ 交付決定兼額確定通知書の送付	6
⑪ 請求	6
⑫ 補助金の支払い	6
(8) 注意事項	6
3 提出書類	6
(1) 提出書類	6
ア 電子申請システムによる事前申込	6
イ 交付申請兼実績報告書（第2号様式）	8
ウ 請求書（第6号様式）	8
(2) その他	9
4 お問合せ先	9

1 はじめに

本手引きは、横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金の手続きについて記載しています。申請の際は、本手引きに加えて、「横浜市補助金等の交付に関する規則」及び「横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）について確認していただいた上で手続きをお願いします。

2 横浜市集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業補助金について

(1) 補助対象事業の概要

集合住宅への再生可能エネルギー電気の導入を条件とした高圧一括受電化に必要となる受変電設備及び電力量計の設置費用の一部を補助します。

(2) 申請者

次に掲げる要件を満たす者

ア 市内の集合住宅に受変電設備及び電力量計を設置する事業者

イ 再エネ電気高圧一括受電サービスの登録を受けた事業者

※注意事項

次の方はご申請いただけません。

- ・当該事業において市の他の補助金を重複して申請している者
- ・市税滞納者
- ・暴力団等反社会的勢力の関係者

(3) 募集期間及び補助予算額（募集上限額）

募集期間：令和8年4月17日(金)から令和8年12月25日(金)まで

※令和9年3月19日(金)までに交付申請兼実績報告書を提出することが必要です。

※補助予算額（17,000,000円）に達した場合は、期限前に受付を終了します。

受付状況等は横浜市ホームページに掲載します。

※横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）で事前申込をしてください。

(4) 補助対象設備

補助対象設備は横浜市内の集合住宅に設置する高圧一括受電サービスに必要となる受変電設備及び電力量計（以下、「受変電設備等」という。）とし、次の要件をいずれも満たすことが必要です。

ア 市内の集合住宅に、新たに受変電設備等を設置すること。

イ 会計年度内に事業着手した受変電設備等であること。事業の着手日は、受変電設備の搬入日とする。

ウ 未使用の受変電設備等であること。

エ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす受変電設備等であること。

(ア) 電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること。

(イ) 計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定を受けた電力量計であること。

オ 補助対象となる受変電設備から放電される電力は、受変電設備を設置している同一住居内、集合住宅内で使用しなければならない。

(5) 補助対象経費

受変電設備及び電力量計の機器費及び設置に係る工事費

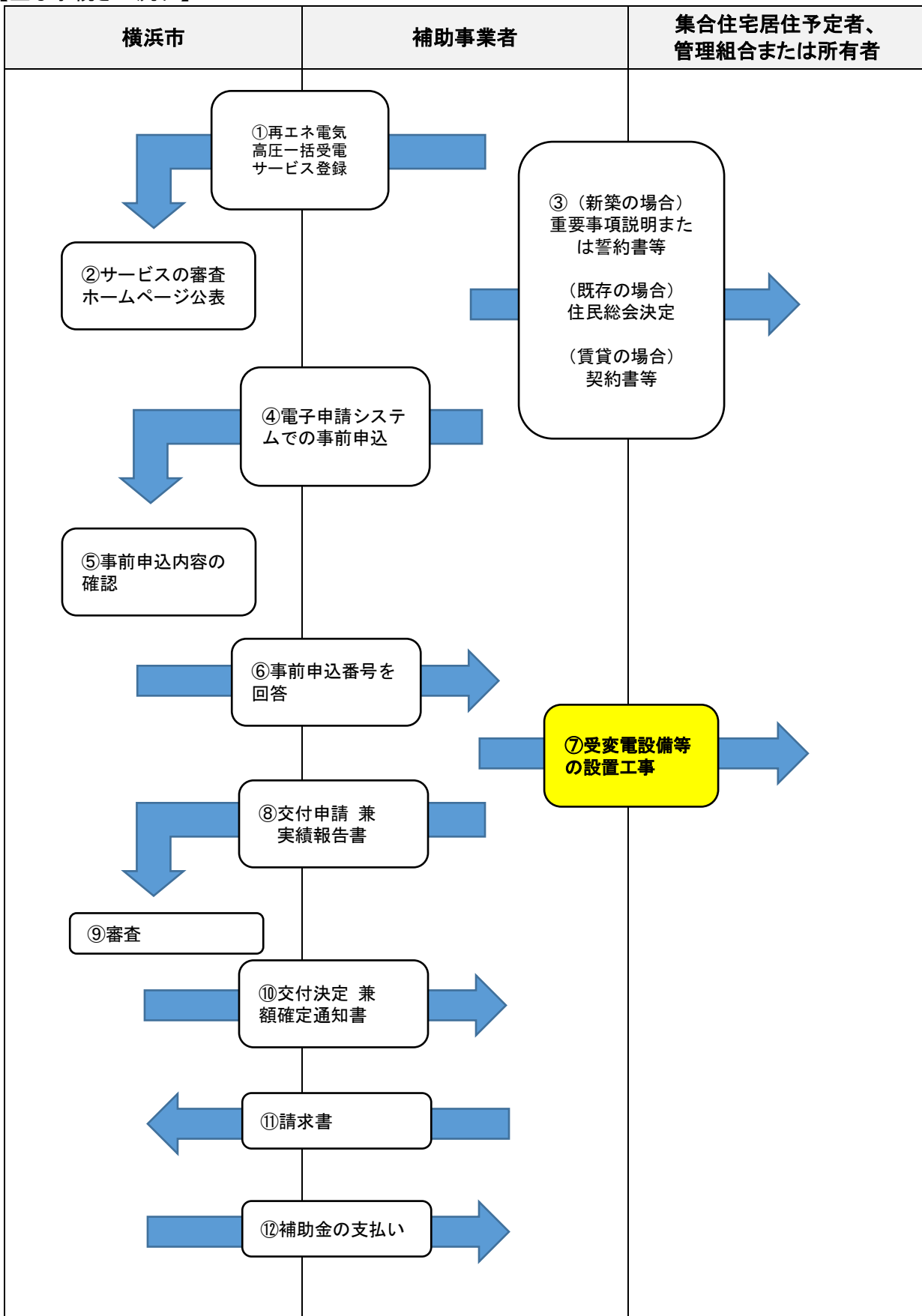
(6) 補助上限額

補助対象経費から補助率1/2を乗じた額及び補助上限額を比べて最も低い金額とします。

次のいずれか小さい額を上限額とします。

- ・ 受電する1棟当たり8,500,000円
- ・ 受電する1住戸当たり85,000円

(7) 申請方法
【主な手続きの流れ】



① 電子申請システムによる再エネ電気高圧一括受電サービスの登録

提供する再エネ電気高圧一括受電サービスについて登録してください。登録する再エネ電気高圧一括受電サービスは次の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 高圧一括受電サービスによって受電した電力を集合住宅の単位住戸各戸で利用するサービスであること。
- (イ) 高圧一括受電サービスにより受電する電気が再エネ電気となるプランであること。
- (ウ) 再エネ電気高圧一括受電サービス開始から5年以上は再エネ電気を供給すること。
- (エ) 高圧一括受電サービスの供給期間が10年以上であること。
- (オ) 高圧一括受電サービスを利用することにより利用料の低減される見込みがあること。

下記 URL より必要事項を入力してください。手続きにあたり、事前に必要書類をよくご確認ください。申請には、電子申請システムのアカウント作成が必要です。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5a98b2a2-656e-4873-8558-0d855bf50370/start>

【二次元コード】



② サービスの審査及びホームページ公表

本市の審査で認められたサービスは、本市ホームページに公表します。

また、補助事業者は市にサービスが登録された旨をホームページ等で公表してください。

③ 集合住宅居住予定者、管理組合または所有者への説明・合意

補助事業者は、①の登録要件に合致するような高圧一括受電サービスを提供することに関して、所有者への説明または理事会若しくは住民総会の合意をとってください。

ア 新築住宅の場合

所有者との契約書等の内容が、①の登録要件を満たすものであること。

※補助金により再エネ電気の導入・切替が達成されることが分かる内容であること。

イ 既存住宅の場合

理事会又は住民総会等で、①の登録要件について合意がされていること

ウ 賃貸住宅の場合賃貸契約書等の内容が、①の登録要件を満たすものであること。

※新築賃貸住宅の場合は、補助金により再エネ電気の導入・切替が達成されることが分かる内容であること。

④ 電子申請システムによる事前申込

① で登録したサービスを提供する事業者は、③が完了した当該集合住宅についての資料等をもとに事前申込してください。

下記 URL より必要事項を入力し、必要資料をアップロードしてください。手続きにあたり、事前に必要書類をよくご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ff265a0-5430-4e53-9a7c-80dcfcce895d/start>

【二次元コード】



⑤ 事前申込内容の確認

市は事前申込の要件等を満たす内容であるか等を審査します。

⑥ 事前申込番号の回答

市の審査後、支障がない場合には、事前申込番号を回答します。なお、事前申込番号の回答と合わせて補助見込み額をお伝えしますが、あくまで見込み額であり、その後の手続きや実際の施工状況により金額が変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑦ 受変電設備等の設置工事

補助対象者は当該年度内に受変電設備等の設置工事を完了してください。

⑧ 交付申請兼実績報告の送付

設置工事後、提出期限までに交付申請兼実績報告書（第2号様式）に必要書類を添付の上、郵送でご提出ください。

【申請書提出先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課

集合住宅再エネ補助担当

【提出期限】

令和9年3月19日（金）まで

⑨ 審査

市は補助事業者から提出された交付申請兼実績報告書を審査します。

⑩ 交付決定兼額確定通知書の送付

市は交付申請兼実績報告書が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、額を確定します。

⑪ 請求

交付決定兼額確定通知到着後、請求書（第6号様式）を原則郵送で提出してください。なお、サービス登録時のメールアドレスからメールで提出することも可能です。

【提出期限】

令和9年4月9日（金）まで

⑫ 補助金の支払い

市に請求書が到着した後、指定された金融機関へ補助金が振り込まれます。

(8) 注意事項

ア 本手引きに記載のない事項等詳細は、要綱をご確認ください。

イ 補助金の交付を受けた方は、再エネ電気の供給を開始した日から起算して5年間は、毎年度実施等報告書（第5号様式）にて、再エネ電気の供給について市に報告する必要があります。

ウ 他の横浜市の補助金と重複して申請はできません。

エ 事前申込で補助金交付を確約するものではありません。

オ 新築住宅は補助金により再エネ電気の供給が達成される場合を対象とします。

カ 既存住宅は住民の全戸同意が得られなかった場合は対象外となります。

キ 事前申込を基に算出した補助申請額の累計が予算の範囲を超えると見込まれる場合は、以降の事前申込に対して補欠番号を付与します。

3 提出書類

(1) 提出書類

ア 電子申請システムによる事前申込

- ・ 電子申請システムにより、**令和8年12月25日（金）**までに申込してください。
- ・ 申込後、市で内容確認を行い、支障がない場合は事前申込番号と補助見込額を回答します。事前申込番号は交付申請書への記載が必須なため、回答前の交付申請はできません。
- ・ 申込から回答まで、原則2週間程度時間を要します。短縮の依頼はお受けできません。
- ・ 応募者多数の場合、期限より前に募集を終了する場合があります。
- ・ 予算に達した場合は、早期に終了する可能性があります。

書類内容等	
【必要事項】	
1	申請者情報（住所、メールアドレス、電話番号、名称、代表者氏名、担当者名）
2	補助対象事業の概要 （提供サービスの名称、集合住宅の名称、棟数、戸数、所在地、 対象設備設置工事予定期間、設置予定日、設備等の所有者） 補助対象経費内訳 （受変電設備等機器費、受変電設備等設置工事費）補助対象経費（予定）、 受変電設備等の設置に係る見積書又は契約書の写し、 市補助上限額及び補助金申請予定額
3	補助対象者確認書類 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通（発行から3箇月以内のもの）、又は定款のコピー（コピーを電子データ化したもの）
4	（新築住宅の場合）重要事項説明書等電力サービスの内容等が分かる書類または誓約書（第12号様式） （補助金により再エネ電気の導入・切替が達成されることが分かるもの）
5	（新築住宅の場合）新築住宅の事業計画書等建築予定の総戸数が分かる書類
6	（既存住宅の場合）対象となる住宅の登記事項証明書
7	（既存住宅の場合）住民総会で決議、又は理事会での合意がされていることを証する書類
8	（新築又は既存の賃貸住宅の場合） 上記4から6の書類の代わりに、一括受電の電力サービスの契約内容が分かる書類
9	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、単線結線図、配線ルート図）（コピー）
10	（設置する場合）キュービクルの仕様書
11	（既存住宅の場合）対象機器設置前の写真
【その他該当する場合】	
12	見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料（コピー）※補助対象事業に係る費用が100万円以上の場合
13	その他 ※市長が必要と認めた書類

【資料の電子データ化について】

- ・ 紙の資料はスキャンや撮影等により電子データ化し、pdf、jpg、zip等の形式で提出してください。
- ・ アップロードできるデータは、1つにつき10MBまで可能です。1手続きにつき最大10アップロードまで可能です。データ量には上限があります。
- ・ 不備がある場合、データ修正や再提出を依頼する場合があります。
- ・ データ修正や再提出を依頼したにも関わらず、ご対応いただけない場合は、事前申込[番号を発行しません。

- ・ データ修正や再提出を依頼している間に、他の申請により予算上限に達した場合は、事前申込番号を発行しません。
- ・ データの圧縮方法や変換方法のお問合せには、原則回答できません。

イ 交付申請兼実績報告書（第2号様式）

【申請様式】

横浜市のホームページからダウンロード願います。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/hojo-sien/syuugouhojo.html>



- ・ **郵送**により、**令和9年3月19日（金）まで**に横浜市脱炭素ライフスタイル推進課へ提出してください。
- ・ 期限までにご提出いただけない場合、事前申込番号を取得していても補助金は交付されません。
- ・ すべて A4 判片面でのご提出をお願いします。
- ・ 到達後に審査を行い、支障が無い場合は交付決定兼額確定通知書（第3号様式）をお送りします。
- ・ 提出から通知まで、原則2週間程度時間を要します。短縮の依頼はお受けできません。

書類内容等	
【共通提出書類】	
1	交付申請書兼実績報告書（第2号様式）
2	返信用封筒・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定通知書（A4判1～3枚程度）を送付する際に使用するため
3	受変電設備等の発注書、請求書※内訳書含む。（コピー）
4	受変電設備等本体、工事費の支払いを証する領収書（コピー）
5	要部写真 （受変電設備の全景、充電設備本体の設置場所、受変電設備の銘板（型式・製造番号等）、電力量計の設置等を自ら撮影したもの）
6	図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、単線結線図、配線ルート図）
7	補助対象経費をまとめた資料（自由書式）
【その他該当する場合】	
8	その他 ※市長が必要と認めた書類

※提出書類は、すべてA4判片面とする。

ウ 請求書（第6号様式）

- ・ 交付決定兼額確定通知書到着後、請求書を**令和9年4月9日（金）まで**に提出してください。右上の請求書番号の記入は任意です。
- ・ サービス登録時のメールアドレスからメールで提出することも可能です。

(2) その他

- 提出した申請書類について、脱炭素ライフスタイル推進課から電話等により、確認をする場合があります。申請書類は、提出前に必ず控え（コピー等）を取り、保管してください。
- 処分制限期間内（受変電設備等を取得した日から起算して10年間）は処分することができません。処分をする場合は、財産処分承認申請書（第8号様式）の提出や、当該設備の使用期間に基づき補助金の返還を求めます。ただし、計量法に基づき計量器を交換することが義務づけられている等、補助対象者の責に帰すべき事由でないと市長が認める場合はこの限りではありません。
- 補助金交付後処分制限期間内（受変電設備等を取得した日から起算して10年間）に、補助対象事業内容に変更があった場合は、補助対象事業内容変更届出書（第11号様式）をご提出ください。

4 お問い合わせ先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

脱炭素ライフスタイル推進課 再エネ補助担当

T E L 045-671-2661

F A X 045-550-4838

MAIL da-syuugouhojo@city.yokohama.lg.jp

お問合せ先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

脱炭素ライフスタイル推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

TEL : 045-671-2661

FAX : 045-550-4838

